

非行少年に対する更生プログラムの研究 —傷つき体験への心理的ケア・EMDR活用の可能性—

A study on the rehabilitation program for juvenile delinquents

—The possibilities of using the EMDR as a tool of psychological care for their traumatic experiences—

土持 さやか (Sayaka Tsuchimochi) 指導: 佐々木 和義

問題と目的

少年院収容者の過去の虐待被害率は約50%と高率であり（法務総合研究所 2002），虐待などの被害体験はその後の行動や対人関係に影響を与えるが（van der Kolk, et al 1996），家庭裁判所が行う更生プログラムには，被害体験の心理的ケアを体系化したものはない。

本研究では，非行少年の「傷つき体験」に対して心理的なケアを行うことで，その少年の抱える心身の症状や感情・認知・態度などが改善することを，外傷記憶を処理する心理療法であるEMDR（眼球運動による脱感作と再処理法）を用いて検証した。

非行少年に対するEMDR介入前後の問題性の低減効果を，①傷つき体験による不適応症状の改善，②傷つき体験の評価の改善，③自己についての否定的な認知の肯定的変容，④怒り・攻撃性の減少，⑤対人的態度の改善について測定し，さらに，どのような事例・条件下に適用が可能であるかを考察し，現存する更生プログラムへの新たな可能性を検討することを目的とした。

方法

(1) 調査対象：逮捕されて家庭裁判所に送致された少年(14歳～19歳，男女)の中から，有効性・安全性・妥当性の3点を視点に4段階チェック方式と実施ガイドラインの2基準を作成し，それらを用いて選別した。

(2) 調査時期：2009年9月～12月

(3) 使用尺度 (a) IES-R (出来事インパクト尺度)：過去のトラウマに関する侵入・回避・覚醒を測定 22項目5件法，(b) 人生グラム（自己の出生から現在までを-10から+10の波線で描かせ数値に換算），(c) EMDR介入時の主観的障害尺度 (SUDs)・肯定的認知の妥当性尺度 (VOC)，(d) 対象少年が語った感想，(e) 筆者による行動観察

(4) 手続き：人生グラムで描いた「辛かった出来事」の中から，少年が選んだ出来事に対してEMDRを実施した。両側性刺激は少年自身が膝を交互に叩く（タッピング）方法を用い，1セット=1秒×25往復として主観的障害尺度が0に下がるまで（15～20回）行った。

面接は少年に対して鑑別所入所期間（4週間）中，通常の調査面接のうち，第1～2回に尺度測定，第3～4回に1回介入，直後～1か月後に事後測定を実施し，单一事例

計画法（被験者間多層ベースライン計画法）によった。

結果

担当した8事例の中から基準に従って選択された3事例（A子：16歳・性非行，C子：15歳・傷害，D男：16歳・窃盗）について介入と測定を実施した。その結果，3事例ともに1回のセッションで主観的障害尺度が0に減少し，肯定的自己認知が十分に信じられる値まで上昇し，さらに怒り・攻撃性・対人的態度の問題が見られたC子において，語られた内容や感想から怒りの低下やトラブルへのこだわりの解消，トラブルの相手や事件被害者に対する態度の好転が見られた。また，A子は自己肯定感が向上したことにより，試験観察中に性非行の解消や家族関係の改善などが見られた。一方，不適応症状の数値（IES-R Fig.1, 2, 3）と人生グラムではA子とC子の2人に1回の介入による顕著な改善が見られた一方で，複雑性のトラウマの疑われたD男においては1回の介入による改善が見られず，処理が不十分に終わった可能性が示された。

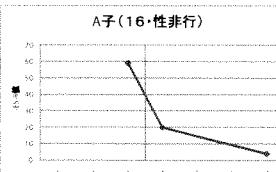


Fig. 1 IES-R 値の変化

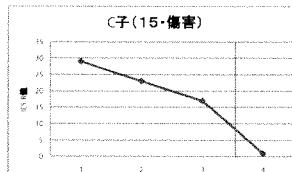


Fig. 2 IES-R 値の変化

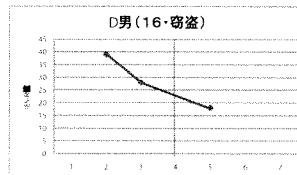


Fig. 3 IES-R 値の変化

考察

EMDRが非行少年の傷つき体験による不適応症状の改善に有効である可能性が示された。また記憶が再処理され，認知・感情・身体感覚などが改善することにより，感情コントロールが可能になる・対人的態度が改善するなど，非行の改善に有効である可能性が示された。一方複雑性のトラウマが疑われる事例などは実施基準の厳密な解釈，他機関との連携が必要であり，司法機関で行うことの妥当性と限界・課題を踏まえた更生プログラムの必要性が示された。